

貸与奨学金

2024年度 授業料後払い制度 第二種奨学金

確認書兼個人情報情報の取扱いに関する同意書 〔大学院〕

日本学生支援機構が実施する授業料後払い制度及び第二種奨学金は、借入金（貸与奨学金）です。確認書の裏面に記載の事項は、「貸与奨学金案内（本冊子）」に記載している内容です。冊子をよく読み理解したうえで記入してください。

特に

貸与奨学金を申し込む前に 知ってほしい大切なこと

・ここでは、「確認書」に記載されている内容のうち、特に大切な事項をまとめました。

特に大切なこと ※は確認書の記載箇所	借りるとき	返すとき
1. 授業料後払い制度における保証制度は「 機関保証 」（保証機関への保証料の支払いが必要）に限ります。※確認書表面【授業料後払い制度に関する同意条項】2	●	
2. 授業料後払い制度の「授業料支援金」の貸与額は、 支援対象授業料に機関保証料相当額を加えた額 になります。※確認書表面【授業料後払い制度に関する同意条項】2	●	
3. 奨学金を借りるには、個人情報情報の取扱いに同意する必要があります。個人情報情報機関には、 延滞した場合のみ個人情報登録 されます。※確認書表面に記載	●	●
4. 奨学金を借りるには、「 返還誓約書 」などの提出が必要です。なお、「返還誓約書」を提出しないと奨学生としての資格を失い、 振込済奨学金の全額を返金しなければなりません。 ※確認書裏面【返還誓約書（兼個人情報情報の取扱いに関する同意書）】（5）	●	
5. 過去に奨学金を借りたことがある人は、借りることができない場合があります。また、外国籍の人は、 在留資格によって借りることができない場合があります。 ※確認書裏面【貸与期間の取扱い】（8）【申込資格】（10）	●	
6. 授業料後払い制度の「授業料支援金」は、原則として 学校が指定する口座（学校指定口座） に振り込まれます。「生活費奨学金」は、学生本人の口座に振り込まれます。※確認書表面【授業料後払い制度に関する同意条項】3	●	
7. 授業料後払い制度の返還方式は 所得連動返還方式 になります。※確認書表面【授業料後払い制度に関する同意条項】8	●	●
8. 学業成績が不振などの場合は 、奨学生の資格を失い、 奨学金の貸与が打ち切られる場合があります。 ※確認書裏面【貸与中の手続き等】（20）	●	
9. 奨学金を返す時期は、貸与が終了する月の翌月から数えて7か月目からになります。例えば、3月に卒業する人は、10月から返還が始まります。なお、奨学金を返すための 振替用口座（リレー口座） に加入する必要があります。返還を延滞すると、 延滞金が課されます。 ※確認書裏面【返還の方法】（1）		●
10. 確認書兼個人情報情報の取扱いに関する同意書 返還が難しいときは、願い出により返還を先送りする返還期限猶予制度を利用できる場合があります。（授業料後払い制度では、月々の返還額を2/3、1/2、1/3又は1/4に減額し、適用期間に応じた分の返還期間を延ばす減額返還制度は利用できません。） また、学校に在学している間は、願い出により卒業まで返還を通算10年間（120か月）先送りできます。※確認書裏面【その他手続き等】（15）（16）		●



●「確認書兼個人情報情報の取扱いに関する同意書」記入例

記載漏れ等の不備がある場合は、申込みできません。

- ①「確認書兼個人情報情報の取扱いに関する同意書」は、両面印刷して使用してください。
※必ず裏面の約款も両面印刷したものを使用してください。
- ②記入を誤った場合は、誤った箇所を二重線で訂正し、余白に正しく書き直してください。
※修正液や修正テープ等は使用しないでください。
- ③署名は必ず自署にて記入してください。
※署名は判読できるように正しく楷書で記入してください。

住民票の住所が現住所（今お住まいの住所）と異なる場合でも現住所を記入してください。

奨学金申込日（西暦）を記入してください。（本書類を記入した日）

（西暦）2024年10月10日

該当する国籍又はは在留資格を○で囲んでください。
※d～gの在留資格に該当する場合は、在留期限（在留期間の満了日）も記入してください。
※外国籍の人でb～g以外の在留資格「留学」等の人は貸与の対象とはなりません。

学校名	課程	研究科	学籍(学生証)番号
日本学生支援大学	修士	教育学研究科	123456
フリガナ ショウガク タロウ	〒162-0000	電話番号 (自宅) 03-0000-0000 (携帯) 080-0000-9999	
氏名 漢字 奨学太郎	現住所 東京都新宿区市谷本村町10-7	生年月日 昭和 13年 5月 1日	性別(任意) 男・女
国籍又はは在留資格 【該当を○で囲む】	a 日本国籍 b 法定特別永住者 c 永住者 d 定住者(永住の意思がある者に限る) e 日本人の配偶者等 f 永住者の配偶者等 g 家族滞在 ※d～gの該当者は在留期限(在留期間の満了日)を記入(年 月)		

【個人情報同意事項】 機構は、個人情報情報機関への登録及び利用は、延滞した場合のみ行います。
(個人情報情報の利用・登録等)

1. 私は、奨学金の返済が延滞した後は、下記の個人情報(その履歴を含む)が機構が加盟する個人情報情報機関に登録され、同機関及び同機関と提携する個人情報情報機関の加盟会員によって自己の与信取引上の判断(返済能力又は転居先の調査をいう。ただし、返済能力に関する情報については返済能力の調査の目的に限る)のために利用されることに同意します。また、私は、延滞した後は、機構が加盟する個人情報情報機関及び同機関と提携する個人情報情報機関に私の個人情報(当該各機関の加盟会員によって登録される契約内容、返済状況等の情報のほか、当該各機関によって登録される破産等の官報情報等を含む)が登録されている場合には、機構がそれを債権管理(転居先の調査を含む)のために利用することに同意します。

個人情報	登録期間
氏名、生年月日、性別、住所(郵便不審の有無等を含む)、電話番号、勤務先等の本人情報	下記の情報のいずれかが登録されている期間
貸与金債、貸与日、最終返済日等の本契約の内容及びその返済状況(延滞、代位弁済、強制回収手続き、完済等の事実を含む)の情報	延滞発生から本契約期間中及び本契約終了日(完済していない場合は完済日)から5年を超えない期間
機構が加盟する個人情報情報機関を利用した日及び本契約又はその申込みの内容等	当該利用日から1年を超えない期間
登録情報に関する苦情を受け調査中である旨の情報	破産手続き開始決定を受けた日から7年を超えない期間
本人確認資料の紛失・盗難等の本人申告の情報	当該調査中の期間
	本人から申告があった日から5年を超えない期間

2. 私は、前項の個人情報が、その正確性・最新性維持、苦情処理、個人情報情報機関による加盟会員に対する規則遵守状況のモニタリング等、個人情報の保護と適正な利用の確保のために必要な範囲内において、個人情報情報機関及びその加盟会員によって相互に提供又は利用されることに同意します。

3. 前2項に規定する個人情報情報機関は次のとおりです。各機関の加盟資格、会員名等は各機関のホームページに掲載されています。なお、個人情報情報機関に登録されている情報の開示は、各機関で行います(機構ではできません)。

①機構が加盟する個人情報情報機関 全国銀行個人情報センター <https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/>

②同機関と提携する個人情報情報機関

・ 財団法人日本情報機構 <https://www.jicc.co.jp/> ・ 財団法人アイ・シー <https://www.icc.co.jp/>

(代位弁済後の情報提供について)

4. 私は、機構に対し、私が保証委託契約を締結した委託先から機構が代位弁済後の完済等の情報を取得し、これを個人情報情報機関に提供することを依頼し、その情報が個人情報情報機関に登録されることに同意します。

左記の個人情報情報機関では、本書面の書き方を含め奨学金に関するご質問にはお答えできません。

電話番号は、自宅・携帯とも記入してください。
所有していない場合は、自宅・携帯それぞれの欄に「電話なし」と記入してください。

⚠️ 重要

採用後、奨学生本人と日本学生支援機構との金銭消費貸借契約を明確にする契約書である「返還誓約書」と添付書類を定められた期限までに提出する必要があります。

添付書類は選択する保証制度により異なります。

保証制度の詳細については本冊子の第1部を、添付書類の詳細については本冊子の第3部を参照してください。

必ず裏面の約款も両面印刷したものを使用してください。

〔貸与奨学金〕確認書兼個人情報取扱いに関する同意書

提出用

〔大学院〕

独立行政法人

(西暦) 年 月 日

日本学生支援機構理事長 殿

私は、独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という）の奨学金の貸与を受けるにあたり、インターネットによる奨学金の申込みの入力内容又は奨学金案内の記載内容及び以下に記載の貸与申込みの条件、個人情報取扱いに関する各同意条項、機構の諸規程並びに裏面記載事項について、確認し、同意のうえ、返還することを確約し、本確認書兼個人情報取扱いに関する同意書を提出します。また、機構に提出した個人番号については、裏面記載の範囲で機構が利用することに同意します。機関保証を受ける場合には、保証機関（公益財団法人日本国際教育支援協会）に支払うべき保証料は、機構が奨学金の交付の際にあらかじめ貸与金額から差し引いて支払うこととしてください。さらに、私が大学院における「授業料後払い制度」を選択する場合には、下記の「授業料後払い制度に関する同意条項」に同意します。

*必ず本人が記入してください。

本 人	学校名		課程	研究科	学籍(学生証)番号	
	フリガナ			電話番号(自宅)	-	-
	漢字		現住所	(携帯)	-	-
	生年月日	昭・平成	年	月	日	性別(任意) 男・女
国籍又は在留資格 【該当を○で囲む】		a 日本国籍	b 法定特別永住者	c 永住者	d 定住者(永住の意思がある者に限る)	e 日本人の配偶者等
		f 永住者の配偶者等	g 家族滞在	※d~gの該当者は在留期限(在留期間の満了日)を記入(年 月)		

【個人情報同意条項】機構は、個人情報機関への登録及び利用は、延滞した場合のみ行います。

(個人情報利用・登録等)

1. 私は、奨学金の返済が延滞した後は、下記の個人情報(その履歴を含む)が機構が加盟する個人情報機関に登録され、同機関及び同機関と提携する個人情報機関の加盟会員によって自己の与信取引上の判断(返済能力又は転居先の調査をいう。ただし、返済能力に関する情報については返済能力の調査の目的に限る)のために利用されることに同意します。また、私は、延滞した後は、機構が加盟する個人情報機関及び同機関と提携する個人情報機関に私の個人情報(当該各機関の加盟会員によって登録される契約内容、返済状況等の情報のほか、当該各機関によって登録される破産等の官報情報等を含む)が登録されている場合には、機構がそれを債権管理(転居先の調査を含む)のために利用することに同意します。

個人情報	登録期間
氏名、生年月日、性別、住所(郵便不届の有無等を含む)、電話番号、勤務先等の本人情報	下記の情報のいずれかが登録されている期間
貸与金額、貸与日、最終返済日等の本契約の内容及びその返済状況(延滞、代位弁済、強制回収手続き、完済等の事実を含む)の情報	延滞発生から本契約期間中及び本契約終了日(完済していない場合は完済日)から5年を超えない期間
機構が加盟する個人情報機関を利用した日及び本契約又はその申込みの内容等	当該利用日から1年を超えない期間
官報の情報	破産手続き開始決定を受けた日から7年を超えない期間
登録情報に関する苦情を受け調査中である旨の情報	当該調査中の期間
本人確認資料の紛失・盗難等の本人申告の情報	本人から申告のあった日から5年を超えない期間

2. 私は、前項の個人情報が、その正確性・最新性維持、苦情処理、個人情報機関による加盟会員に対する規則遵守状況のモニタリング等、個人情報の保護と適正な利用の確保のために必要な範囲内において、個人情報機関及びその加盟会員によって相互に提供又は利用されることに同意します。

3. 前2項に規定する個人情報機関は次のとおりです。各機関の加盟資格、会員名等は各機関のホームページに掲載されております。なお、個人情報機関に登録されている情報の開示は、各機関で行います(機構ではありません)。

①機構が加盟する個人情報機関：全国銀行個人情報センター <https://www.zenginkyo.or.jp/pcc/>

②同機関と提携する個人情報機関

・(株)日本信用情報機構 <https://www.jiccc.co.jp/> ・(株)シー・アイ・シー <https://www.cic.co.jp/>

(代位弁済後の情報提供について)

4. 私は、機構に対し、私が保証委託契約を締結した委託先から機構が代位弁済後の完済等の情報を取得し、これを個人情報機関に提供することを依頼し、その情報が個人情報機関に登録されることに同意します。

左記の個人情報機関では、本書面の書き方を含め奨学金に関するご質問にはお答えできません。

【授業料後払い制度に関する同意条項】私は、授業料後払い制度による第一種奨学金の貸与を受けるにあたり、以下の事項に同意します。

1. 授業料後払い制度での借入金額には、授業料に充てられることを目的として貸与する「授業料支援金」と生活費に充てられることを目的として貸与する「生活費奨学金」とが含まれており、私は、これらを一体として返還する義務を負います。

2. 裏面1. 奨学金の貸与に係る事項(以下「裏面1.」という)(4)にかかわらず、授業料後払い制度における保証制度は機関保証に限るものとします。「授業料支援金」は、授業料相当額の支援対象授業料に保証料相当額を加えた額になります。「授業料支援金」と「生活費奨学金」は、それぞれ保証料を差し引いたうえで私の指定する口座に振り込まれます。私は、保証料を含む借入金額全額を返還する義務を負います。

3. 裏面1.(11)にかかわらず、私は、「授業料支援金」のうち、支援対象授業料の振込先を、私の在籍する学校が指定する口座(学校指定口座)に指定するものとします。ただし、私が在籍する学校の状況により、機構が学校指定口座に振り込むことができないときは、機構は、支援対象授業料を私名義の指定口座(「生活費奨学金」と同じ口座)に振り込むこととし、学校指定口座への振込が可能となった時点で、学校指定口座に振り込むこととします。なお、授業料後払い制度により学校指定口座に支援対象授業料が振り込まれた場合、学校が支援対象授業料を私の授業料に充当することに私は同意し、異議を述べません。

4. 裏面1.(12)にかかわらず、支援対象授業料の振込日は学校が希望する日に基づき機構が決定するものとし、授業料の納付期日より前に振込が行われることがあります。私は、授業料後払い制度により「授業料支援金」を直接受領しない場合であっても、自身が直接受領した場合と同様に返還義務を負います。

前項の支援対象授業料の額は、支援対象授業料の上限額(年額最大535,800円(私立大学院の場合は、776,000円))の範囲内で、学校が機構に申告した授業料相当額とし、裏面1.(13)にかかわらず、本人が額を指定することはできません。

5. 支援対象授業料が学校指定口座に振り込まれた場合において、授業料減免などにより、振込額のうち学校が私に課す授業料に充当できない差額が生じたときは、当該差額は学校が私に対して交付することとします。

6. 私が退学等により奨学生の資格を失った場合であっても、私が在籍していた年度中に生じた授業料に関する「授業料支援金」が、保証料が差し引かれたうえで学校又は私に振り込まれることがあります。

7. 授業料後払い制度を利用していても、私が、学校に対して授業料を納付する義務を負います。支援対象授業料が私名義の指定口座に振り込まれたとき、又は学校の定める授業料が支援対象授業料の上限額を超えるときは、私が授業料の納付方法、納付時期等を、学校に確認の上、自己の責任の下に納付し、納付が遅れたことによる不利益は私が負うものとします。

8. 裏面1.(1)にかかわらず、授業料後払い制度の返還は所得連動返還方式によるものとします。

ご記入いただいた情報及びあなたの奨学金に関する情報は、機構の奨学金支給業務及び奨学金貸与業務(返還業務を含む)及び在籍する学校での授業料等減免業務のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、当該情報(奨学金の返還状況に関する情報を含む)が、学校、金融機関、文部科学省及び業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。機関保証加者については、機構が保有する個人情報のうち保証管理に必要な情報が保証機関に提供されます。また、行政機関及び公益法人等から奨学金の重複受給の防止等のために照会があった場合は、適正な範囲内においてあなたの情報が提供されます。

確認書兼同意書は本人控としてコピーを取り、返還誓約書を提出するまで大切に保管してください。

学校番号

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

確認書兼個人情報取扱いに関する同意書

1. 奨学金の貸与に係る事項

- 【返還方式】
(1) 第一種奨学金...
(2) 第二種奨学金...
(3) 返還方式の変更を希望する際は...
(4) 奨学金の貸与を受けるためには...

- 【返還誓約書(兼個人情報取扱いに関する同意書)】
(1) 機関保証を選択した奨学生は...
(2) 個人保証を選択した奨学生は...
(3) 機関保証を選択する場合は...
(4) 個人保証を選択する場合は...

- 【貸与期間の取扱い】
(1) 過去に貸与を受けた者が新たに貸与を受ける期間は...
(2) 現に在学中の奨学生は...
(3) 奨学金の貸与を受けることができる学生等は...

- 【振込み】
(1) 奨学金は、普通銀行(外国銀行を除く)...
(2) 奨学金は毎月1月分ずつ交付します...
(3) 利率の算定方法...
(4) 第一種奨学金に併せて入学時特別増額貸与奨学金を受けた者の利率...

- 【利率の見直し方式】
(1) 「利率見直し方式」は、貸与終了時に...
(2) 「利率見直し方式」は、貸与終了時に...
(3) 「利率見直し方式」は、貸与終了時に...

- 【個人番号の利用】
(1) 個人番号とは、「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」...
(2) 個人番号を利用すること及び地方税情報を利用することに同意したものとします。

- 【貸与中の手続き等】
(1) 奨学金は在学学校長あてに毎年度「奨学金継続願」を提出し...
(2) 奨学金を受けない場合は...
(3) 奨学金は次の場合、速やかに在学学校長を経て...
(4) 休学・復学、転学、編入、留学(休学)又は退学したとき...
(5) 本人、連帯保証人、保証人又は本人以外の連絡先を変更するとき...
(6) 本人、連帯保証人、保証人又は本人以外の連絡先の氏名・住所その他重要な事項に変更があったとき...
(7) 奨学金を返済するとき...
(8) 連帯保証人又は相続人は、奨学金が死亡したときは...
(9) 奨学金は在学学校長が次の事由に該当するものとして行った適格認定に基づき...
(10) 奨学金は在学学校長が次の事由に該当するものとして行った適格認定に基づき...
(11) 奨学金は在学学校長が次の事由に該当するものとして行った適格認定に基づき...
(12) 奨学金は在学学校長が次の事由に該当するものとして行った適格認定に基づき...
(13) 奨学金は在学学校長が次の事由に該当するものとして行った適格認定に基づき...
(14) 奨学金は在学学校長が次の事由に該当するものとして行った適格認定に基づき...
(15) 奨学金は在学学校長が次の事由に該当するものとして行った適格認定に基づき...
(16) 奨学金は在学学校長が次の事由に該当するものとして行った適格認定に基づき...
(17) 奨学金は在学学校長が次の事由に該当するものとして行った適格認定に基づき...
(18) 奨学金は在学学校長が次の事由に該当するものとして行った適格認定に基づき...
(19) 奨学金は在学学校長が次の事由に該当するものとして行った適格認定に基づき...
(20) 奨学金は在学学校長が次の事由に該当するものとして行った適格認定に基づき...
(21) 奨学金の交付を中止又は停止された場合、その事由がなくなり...
(22) 奨学金の交付を中止又は停止された場合、その事由がなくなり...

2. 奨学金の返還に係る事項

- 【返還の方法】
(1) 奨学金の返還は、貸与が終了した月の翌月から起算して6月を経過した後開始されます...
(2) 返還方式が定額返還方式の奨学生は...
(3) 返還方式が原則として変更できません...
(4) 返還方式が所得連動返還方式の奨学生は...
(5) 返還方式が定額返還方式の奨学生は...
(6) 返還方式が所得連動返還方式の奨学生は...
(7) 返還方式が所得連動返還方式の奨学生は...
(8) 返還方式が所得連動返還方式の奨学生は...
(9) 返還方式が所得連動返還方式の奨学生は...
(10) 返還方式が所得連動返還方式の奨学生は...
(11) 返還方式が所得連動返還方式の奨学生は...
(12) 返還方式が所得連動返還方式の奨学生は...
(13) 返還方式が所得連動返還方式の奨学生は...
(14) 返還方式が所得連動返還方式の奨学生は...
(15) 返還方式が所得連動返還方式の奨学生は...
(16) 返還方式が所得連動返還方式の奨学生は...
(17) 返還方式が所得連動返還方式の奨学生は...
(18) 返還方式が所得連動返還方式の奨学生は...
(19) 返還方式が所得連動返還方式の奨学生は...
(20) 返還方式が所得連動返還方式の奨学生は...
(21) 返還方式が所得連動返還方式の奨学生は...
(22) 返還方式が所得連動返還方式の奨学生は...

- 【その他手続き等】
(1) 奨学金の貸与が終了後、連帯保証人、保証人又は本人以外の連絡先を変更するとき...
(2) 奨学金の貸与が終了後、連帯保証人、保証人又は本人以外の連絡先を変更するとき...
(3) 奨学金の貸与が終了後、連帯保証人、保証人又は本人以外の連絡先を変更するとき...
(4) 奨学金の貸与が終了後、連帯保証人、保証人又は本人以外の連絡先を変更するとき...
(5) 奨学金の貸与が終了後、連帯保証人、保証人又は本人以外の連絡先を変更するとき...
(6) 奨学金の貸与が終了後、連帯保証人、保証人又は本人以外の連絡先を変更するとき...
(7) 奨学金の貸与が終了後、連帯保証人、保証人又は本人以外の連絡先を変更するとき...
(8) 奨学金の貸与が終了後、連帯保証人、保証人又は本人以外の連絡先を変更するとき...
(9) 奨学金の貸与が終了後、連帯保証人、保証人又は本人以外の連絡先を変更するとき...
(10) 奨学金の貸与が終了後、連帯保証人、保証人又は本人以外の連絡先を変更するとき...
(11) 奨学金の貸与が終了後、連帯保証人、保証人又は本人以外の連絡先を変更するとき...
(12) 奨学金の貸与が終了後、連帯保証人、保証人又は本人以外の連絡先を変更するとき...
(13) 奨学金の貸与が終了後、連帯保証人、保証人又は本人以外の連絡先を変更するとき...
(14) 奨学金の貸与が終了後、連帯保証人、保証人又は本人以外の連絡先を変更するとき...
(15) 奨学金の貸与が終了後、連帯保証人、保証人又は本人以外の連絡先を変更するとき...
(16) 奨学金の貸与が終了後、連帯保証人、保証人又は本人以外の連絡先を変更するとき...
(17) 奨学金の貸与が終了後、連帯保証人、保証人又は本人以外の連絡先を変更するとき...
(18) 奨学金の貸与が終了後、連帯保証人、保証人又は本人以外の連絡先を変更するとき...
(19) 奨学金の貸与が終了後、連帯保証人、保証人又は本人以外の連絡先を変更するとき...
(20) 奨学金の貸与が終了後、連帯保証人、保証人又は本人以外の連絡先を変更するとき...
(21) 奨学金の貸与が終了後、連帯保証人、保証人又は本人以外の連絡先を変更するとき...
(22) 奨学金の貸与が終了後、連帯保証人、保証人又は本人以外の連絡先を変更するとき...

3. 採用されなかった場合等の確認書兼同意書の取扱いに係る事項

申込後採用されなかった場合、採用取消になった場合、奨学金を受け取る前に辞退した場合、この確認書兼同意書は無効となります。なお、その場合の確認書兼同意書等は返却いたしません。学校又は機構が責任をもって廃棄いたします。

その他上記以外の取扱いについては、関係法令及び機構の「貸与奨学規程」その他の諸規程の定めによります。